

第3学年

進路通信

道 標

みちしるべ

西原中学校

第56号

R2.2.2

公立入学者選抜 志願変更について

公立出願書類とりまとめに向けて、1月中に願書のペン書きが完了しました。各クラスの様子を見ると、志望校選びに迷いがある生徒が見受けられます。今年度より出願後の「志願変更」が可能となりましたので、まだ考える時間はあります。担任の先生と相談しながら、出願状況をみて納得のいく決断をしましょう。志願変更の方法について、募集要項より抜粋したものを載せておきます。

【志願変更について（千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項より抜粋）】

(1) 志願した高等学校を変更したい者(以下「志願変更者」という)は、1回に限り、先の志願を取り消して、高等学校を新たに志願することができる。

(2) 志願変更の手続き

ア 志願変更者は、志願変更願(様式10)及び所定の受検票を、在籍中学校の校長の確認を経て、先に志願した高等学校の校長に提出しなければならない。

志願変更願を受理した高等学校の校長は、志願変更者に志願取消証明書(様式11)を交付する。

選抜結果通知用封筒など、提出してあった書類については、これを返却するものとする。

イ 上記の志願取消が認められた者は、新たに入学願書を作成し、これに上記アの志願取消証明書及びその他出願に必要な書類を添え、在籍中学校長の確認を経て、新たに志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても、受理証(各高等学校の定める様式)を交付する。

ウ 入学検査料については、次の表に示す区分による。

区 分	入 学 検 査 料
・ 県立高等学校全日制の課程から他の県立高等学校全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程へ ・ 市立高等学校から同じ市の市立高等学校へ	入学願書の収入証紙貼付票の空所に 「〇〇高等学校に 2,200 円納入済」と記入する。
・ 県立高等学校定時制の課程から 他の県立高等学校定時制の課程又は通信制の課程へ	入学願書の収入証紙貼付票の空所に 「〇〇高等学校に 950 円納入済」と記入する。
・ 県立高等学校通信制の課程から 他の県立高等学校定時制の課程へ	入学願書の収入証紙貼付票の空所に 「〇〇高等学校に 950 円納入済」と記入する。
・ 県立高等学校定時制の課程又は通信制の課程から 他の県立高等学校全日制の課程へ	入学願書の収入証紙貼付票の空所に 「〇〇高等学校に 950 円納入済」と記入し、 1,250 円分の県収入証紙を貼付する。
・ 県立高等学校から市立高等学校へ ・ 市立高等学校から 県立高等学校又は他の市の市立高等学校へ	新たに納入する。

(3) 志願又は希望変更の受付期間及び受付時間

令和3年2月17日(水) 及び 2月18日(木)

受付時間は、2月17日(水) は午前9時から午後4時30分まで

2月18日(木) は午前9時から午後2時までとする。

【志願変更は、「変更前」・「変更後」と2つの高等学校に行って手続きをしなくてはなりません】

手続きの期間が短いので、事前の準備が必要になります。志願変更をする可能性がある場合は、前もって担任の先生に相談してください。志願変更は志願状況(倍率)を見て、慎重に判断しましょう。